令和８年９月２５日成田市規則第６０号

成田市提案型企業版ふるさと納税活用事業実施規則

（目的）

第１条　この規則は，企業版ふるさと納税活用事業の提案及び採択の手続等について定めるとともに，市長が必要と認める企業版ふるさと納税活用事業を実施する団体に対し，当該企業版ふるさと納税活用事業に要する経費を予算の範囲内において補助することにより，当該団体が有する専門性，人的資源等を活用した実効性のある企業版ふるさと納税活用事業に係る取組を促進し，もって本市の活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

（用語の意義）

第２条　この規則において「企業版ふるさと納税活用事業」とは，本市が作成した地域再生法（平成１７年法律第２４号）第８条第１項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第５条第４項第２号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。

（補助対象事業の提案等）

第３条　成田市提案型企業版ふるさと納税活用事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けようとするものは，別に市長が指定する日までに事業提案書（別記第１号様式）に次に掲げる書類を添えて，市長に補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を提案しなければならない。

(1) 事業提案計画書（別記第２号様式）

(2) 概算事業費調書（別記第３号様式）

(3) 見積書の写し

(4) 誓約書（別記第４号様式）

(5) 法人の登記事項証明書（法人以外の団体にあっては，組織及び運営に関する定款，規約その他これらに相当するもの（以下「団体規約等」という。））

(6) 市税の納付状況を確認できる書類

(7) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

２　市長は，補助対象事業を公募するものとする。

３　市長は，補助対象事業の公募に際し，この規則に定めるもののほか，必要な要件又は条件を定めることができる。

４　第１項の規定による提案をしようとするものは，当該提案に係る事業について，あらかじめ市長と協議しなければならない。

５　第１項の規定による提案をすることができるものは，次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 法人その他の団体であること。
(2) 団体規約等を備え，当該団体規約等に主たる事務所及び代表者の定めがあること。
(3) 法人にあっては法人が，法人以外の団体にあっては団体及びその構成員が市税を滞納していないこと。
(4) 前各号に掲げるもののほか，市長が適当でないと認める団体でないこと。

6　補助対象事業は，次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
(1) 企業版ふるさと納税活用事業に該当する事業であること。
(2) 本市において必要性，効果性等が認められる事業であること。
(3) 公益性，実現可能性等が認められる事業であること。
(4) 補助対象事業に係る経費が５００万円以上であること。ただし，市長が特に必要と認める事業については，この限りでない。
(5) 次のいずれにも該当しない事業であること。
ア　政治活動又は宗教的活動を目的とする事業
イ　特定の者にのみ利益を供与すると認められる事業
ウ　本市の他の補助制度の補助を受けている事業（当該他の補助制度の趣旨を損なわないと市長が認める事業を除く。）
エ　租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４２条の１２の２の適用を受けることができない事業
オ　アからエまでに掲げるもののほか，市長が適当でないと認める事業

（補助対象事業の採択）

第４条　市長は，前条第１項の規定による提案があったときは，所定の会議等の審査を経て，当該提案の採択の可否を決定し，採択・不採択決定通知書（別記第５号様式）により当該提案をしたものに通知するものとする。

（採択決定の取消し）

第５条　市長は，前条の規定により採択の決定を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは，当該採択の決定を取り消すことができる。
(1) 偽りその他不正の手段により採択の決定を受けたとき。
(2) 第３条第３項の要件若しくは条件又は同条第５項若しくは第６項の要件に該当しないことが判明したとき。
(3) 前各号に掲げるもののほか，市長が適当でないと認めるとき。

（寄附者の公募）

第６条　市長は，第４条の規定により採択をした事業（以下「採択事業」という。）に対し，企業版ふるさと納税（企業版ふるさと納税活用事業に係る法人からの寄附をいう。）その他寄附（以下「寄附」という。）をする者（以下「寄附者」という。）を公募するものとする。

（寄附）

第７条　前条の規定による公募に応じた寄附者は，寄附をする際に，当該寄附を充当すべき採択事業を指定するものとする。

２　前項の場合において，寄附者は，同項の規定により指定した採択事業について，次に掲げる事由が生じたときは，当該指定した採択事業以外の事業に寄附が充当されることを承諾するものとする。

(1) 採択事業に係るものが倒産，解散その他の事情により採択事業を実施できなくなったとき。

(2) 寄附の額が採択事業を実施できる額に達しなかったとき。

(3) 寄附の額が採択事業に係る第１１条に規定する補助金の額を超えたとき。

(4) 採択事業に係る採択の決定が取り消されたとき。

(5) 次条の議案が議会で可決されなかったとき。

(6) 採択事業に係る補助金の交付の決定が取り消されたとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか，市長が採択事業を実施すべきでないと判断したとき。

３　寄附者は，前項各号に掲げる事由が生じた場合において，当該寄附者がした寄附の返還を市長に求めることができないものとする。

４　市長は，前各項に定めるもののほか，寄附者が寄附をするに当たって，必要な条件を定めることができる。

（補助金の予算措置）

第８条　市長は，前条第１項の規定により寄附がされた採択事業（寄附がされる見込みがある採択事業を含む。）について，議会に対して，当該採択事業の補助金の予算に係る議案を提案するものとする。ただし，市長が当該議案を提案する必要がないと認めるときは，この限りでない。

（補助対象団体）

第９条　補助金の交付を受けることができるものは，第４条の規定により採択の決定を受けたものとする。

（補助対象経費）

第１０条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は，採択事業に要する経費で前条に規定するものが負担するものとする。ただし，次に掲げるものを除く。

(1) 交際費

(2) 慶弔費

(3) 福利厚生費

(4) 租税公課

(5) 適正な時価で取引等がされていないと認められる経費

(6) 前各号に掲げるもののほか，市長が適当でないと認める経費

（補助金の額）

第１１条　補助金の額は，補助対象経費の額とする。ただし，その額が当該補助対象経費に係る採択事業における第７条の規定による寄附の額を超えるときは，当該寄附の額（当該寄附の額に個人からの寄附の額を含む場合にあっては，当該寄附の額から本市が当該個人からの寄附に係る公募に要した費用を差し引いた額）を限度とする。

２　市長は，採択事業の完了により第１４条に規定する交付決定団体に相当の収益が生ずると認められる場合においては，前項に規定する補助金の額から市長が必要と認める額を減ずることができる。

３　第１項ただし書の場合において，採択事業が国等の交付金等の対象となる事業であるときは，市長は，同項ただし書の規定にかかわらず，本市に財政的な負担が生じない範囲で寄附の額を超えて補助することができる。

（交付の申請）

第１２条　第４条の規定により採択の決定を受けたもので補助金の交付を受けようとするものは，別に市長が指定する日までに成田市提案型企業版ふるさと納税活用事業補助金交付申請書（別記第６号様式）に次に掲げる書類を添えて，市長に申請しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る見積書の写しその他補助対象経費を確認できる書類

(2) 前号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第１３条　市長は，前条の規定による申請があったときは，その内容を審査し，補助金の交付の可否を決定し，成田市提案型企業版ふるさと納税活用事業補助金交付決定・却下通知書（別記第７号様式）により当該申請をしたものに通知するものとする。

（変更の申請）

第１４条　前条の規定により補助金の交付の決定を受けたもの（以下「交付決定団体」という。）は，補助金に係る事業の内容を変更しようとするときは，速やかに成田市提案型企業版ふるさと納税活用事業補助金変更申請書（別記第８号様式）に第３条第１項各号及び第１２条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて，市長に申請しなければならない。

（変更の決定）

第１５条　市長は，前条の規定による申請があったときは，その内容を審査し，変更の可否を決定し，成田市提案型企業版ふるさと納税活用事業補助金変更決定・却下通知書（別記第９号様式）により当該申請をした交付決定団体に通知するものとする。

（交付の条件）

第１６条　市長は，補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは，条件を付することができる。

（実績の報告）

第１７条　交付決定団体は，補助金に係る事業が完了したときは，速やかに成田市提案型企業版ふるさと納税活用事業補助金実績報告書（別記第１０号様式）に次に掲げる書類を添えて，市長に報告しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 補助対象経費に係る見積書の写し，契約書の写しその他補助対象経費を確認できる書類

(4) 見積競争を行ったことを証する書類その他補助対象経費が適正な時価で取引等がされていることを証する書類

(5) 領収書の写しその他補助対象経費の支払等を証する書類

(6) 取得した財産の耐用年数その他当該財産の詳細を記載した書類

(7) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

（確定の通知）

第１８条　市長は，前条の規定による報告があったときは，その内容を審査し，適当であると認めるときは，交付すべき補助金の額を確定し，成田市提案型企業版ふるさと納税活用事業補助金確定通知書（別記第１１号様式）により当該報告をした交付決定団体に通知するものとする。

（交付の請求）

第１９条　前条の規定による通知を受けた交付決定団体は，補助金の交付を受けようとするときは，成田市提案型企業版ふるさと納税活用事業補助金交付請求書（別記第１２号様式）により市長に請求しなければならない。

（概算払）

第２０条　交付決定団体は，補助金の概算払を受けようとするときは，成田市提案型企業版ふるさと納税活用事業補助金概算払請求書（別記第１３号様式）により市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消し）

第２１条　市長は，交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは，補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金に係る事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの規則に違反したとき。

(4) 補助金に係る事業を完了させることができないと認められるとき。

２　市長は，前項の規定による取消しをしたときは，当該取消しを受けたものに通知するものとする。

３　前各項の規定は，第１８条の規定により交付すべき額を確定した後におい

ても適用する。

（返還）

第２２条　市長は，前条第１項の規定による取消しをした場合において，当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは，その返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限）

第２３条　交付決定団体は，補助金に係る事業により取得し，又は効用を増加した財産を，市長の承認を受けずに，当該補助金の交付の目的に反して使用し，譲渡し，交換し，貸し付け，若しくは担保に供し，又は取り壊し，若しくは廃棄してはならない。ただし，交付決定団体が交付された補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は，この限りでない。

２　市長は，交付決定団体が市長の承認を受け，補助金の交付に係る財産を処分したことにより収入があった場合は，交付決定団体に対し，当該収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

（確認等）

第２４条　市長は，補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは，交付決定団体に対して報告を求め，又は帳簿書類その他の物件に関し説明を求めることができる。

（委任）

第２５条　この規則に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

この規則は，公布の日から施行する。

［別記様式 略］